第四節　［略］

第四章　登記事項の証明等

第一節　登記事項の証明等に関する請求（第百九十三条―第百九十五条）

第二節　登記事項の証明等の方法（第百九十六条―第二百二条）

第三節　登記事項証明書等における代替措置

第一款　通則（第二百二条の二―第二百二条の九）

第二款　代替措置（第二百二条の十―第二百二条の十五）

第三款　公示用住所の変更（第二百二条の十六）

第四節　手数料（第二百三条―第二百五条）

［第五章・第六章　略］

附則

（付記登記）

第三条　［略］

［一・二　略］

三　法第七十六条の三第一項の規定による申出に関する登記

四～十　［略］

（地図等の訂正）

第十六条　［略］

［2～4　略］

5　［略］

［一・二　略］

三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

［6～15　略］

（帳簿）

第十八条　［略］

［一～十二　略］

十二の二　申出立件事件簿

十二の三　申出立件関係書類つづり込み帳

十二の四　申出立件事務日記帳

十二の五　代替措置等申出書写しつづり込み帳

［十三～三十五　略］

第四節　［同上］

第四章　登記事項の証明等（第百九十三条―第二百五条）

［第五章・第六章　同上］

附則

（付記登記）

第三条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三～九　［同上］

（地図等の訂正）

第十六条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一・二　同上］

三　表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

［6～15　同上］

（帳簿）

第十八条　［同上］

［一～十二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［十三～三十五　同上］